

福岡県公報

平成二十年一月十一日
第二千七百七十二号
増刊 ①

目次

告示(第五十九号)

海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課)

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

告示

福岡県告示第五十九号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第五十六号を次のように改める。

五十六 削除

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年一月十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第三十中

29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39

40
40
41
41
42
42
43

を

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
34
35
35
35
35
36

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

別表第三十二中「別表第三十二中」を「別表第三十二中」に改める。

別表第三十三中「別表第三十三中」を「別表第三十三中」に改める。

42
42
43

43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
44
44
44
45
45
46

46
に改める。

別表第三十四中「別表第三十四中」を「別表第三十四中」に改める。

別表第三十五中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
を
29
30
30
31
31
32

32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47

47
48
48
49
50
51

に改める。

別表第三十六中

30
31
32
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50
50
51
51
52
を
29
30
30

31
31
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45

46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年一月十一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「百分の百四十五」を「百分の百五十五（福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第六十四号）第一条の規定による改正後の県職員給与条例第二十二条第二項第一号に規定する管理職手当の支給を受ける職として指定された職を占める職員及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第七十七号）第一条の規定による改正後の学校職員給与条例第二十一条第二項第一号に規定する管理職手当の支給を受ける職として指定された職を占める職員にあつては百分の百四十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百八十五」に改める。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第10条関係)

(表)

扶養手当認定簿

氏名	
改姓	

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)(満22歳年度末)	同居の別居	届出提出(受理)	届出事実の発生	届出事由	支給の始期・終期	備考
				年月日	年月日			
	配偶者	明・大昭・平 年 月 日		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
				・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	
		明・大昭・平 (年 月から)(年 月まで)		・	・		年 月分から	
				・	・		年 月分まで	

記入上の注意

- 「生年月日(加算開始時期)(満22歳年度末)」欄の中の「加算開始時期」欄には、加算の対象となる子について加算開始時期を、「(満22歳年度末)」欄には、子、孫、弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合に於ては、届出受理日を()書で付記する。
- 子、孫、弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出事由」欄に「満22歳年度末」と記入し、「支給の始期・終期」欄に終期を記入する。

2 配偶者の状況

届出提出(受理)	届出事実の発生	配偶関係
年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無→有 ・ <input type="checkbox"/> 有→無
年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無→有 ・ <input type="checkbox"/> 有→無

3 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支給開始(終了)年月日	配偶者	無配の第1		無配の第1以外の扶養親族(配偶者を除く)		特定期間の子数	扶養手当の月額	認定等の事由	認定欄		
		子	以外	子	以外				所属名	決裁	
									認定年月日	取扱者印	認定権者印
・	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(円)		年月日		
・									年月日		
・									年月日		
・									年月日		
・									年月日		

(裏)

支給開始 (終了)・ 年月日	配偶者	無配の第1		無配の第1以外の 扶養親族 (配偶者を除く)		特定期間 の子の数	扶養手当 の月額	認定等の 事由	認定欄		
		子	以外	子	以外				所属名	決 裁	
									認定年月日	取扱者 印	認定権者 印
・ ・	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(円)		年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		
・ ・									年月日		

記入上の注意

- 1 「無配の第1」欄には、配偶者のない職員の扶養親族である子、父母等のうち1人目について記入する。
- 2 「無配の第1以外の扶養親族(配偶者を除く)」欄には、配偶者のない職員の扶養親族のうち2人目以上について、又は配偶者を有する職員の配偶者以外の扶養親族について記入する。
- 3 「特定期間の子の数」欄には、特定期間にある子について記入する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 改正後の様式第二号の規定 平成十九年四月一日
 - 二 改正後の第二十八条第一号の規定 平成十九年十二月一日
- (経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にある旧書式による扶養手当認定簿の用紙は、なお、当分の間、これを繕って使用することができる。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）